

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成25年12月26日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第7号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

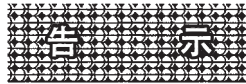
職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表の第16号中「中学校就学の始期に達するまでの」を「満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第605号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成25年12月26日

長野県知事 阿 部 守 一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
上條医院	松本市深志1-2-5	平成25年11月1日
いちい薬局山形店	東筑摩郡山形村3916-3	平成25年11月1日
まい薬局	長野市南長池189-7	平成25年11月1日
スクエア薬局駒ヶ根店	駒ヶ根市赤穂1362-4	平成25年11月1日
コスモファーマ中込薬局	佐久市中込字曲坂3611番地10	平成25年11月1日
わたうち薬局	長野市若穂綿内8746-1	平成25年11月1日
村井そよかぜ薬局	松本市村井町南2丁目19番13号	平成25年11月1日
あおい薬局	松本市里山辺12090-2	平成25年11月1日

健康長寿課

長野県告示第606号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成25年12月26日

長野県知事 阿 部 守 一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
堀金ファミリー薬局 安曇野市堀金鳥川5052-1	薬局 マツモトキヨシあづみの堀金店 安曇野市堀金鳥川5052-1	平成25年10月1日
長野南ファミリー薬局 長野市稲里町中央1-21-1	薬局 マツモトキヨシ長野南店 長野市稲里町中央1-21-1	平成25年10月1日
上松中島ファミリー薬局 長野市上松2-147-1	調剤薬局 マツモトキヨシ上松店 長野市上松2-147-1	平成25年10月1日
篠ノ井ナカジマファミリー薬局 長野市金井田10	調剤薬局 マツモトキヨシ篠ノ井金井田店 長野市金井田10	平成25年10月1日
竜丘ファミリー薬局 飯田市駄科1301-1	薬局 マツモトキヨシ竜丘店 飯田市駄科1301-1	平成25年10月1日

かなえファミリー薬局
飯田市鼎名古熊2081-1

薬局 マツモトキヨシかなえ店
飯田市鼎名古熊2081-1

平成25年10月1日

大和ファミリー薬局
諏訪市湖岸通り2-305-1

薬局 マツモトキヨシ大和店
諏訪市湖岸通り2-305-1

平成25年10月1日

吉田ファミリー薬局
中野市大字吉田1049-1

薬局 マツモトキヨシ中野吉田店
中野市大字吉田1049-1

平成25年10月1日

こもれび指定訪問看護ステーション
上高井郡高山村大字高井5329-2

こもれび訪問看護ステーション
上高井郡高山村大字高井5329-2

平成25年10月10日

健康長寿課

長野県告示第607号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成25年12月26日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称
スクエア薬局駒ヶ根店

所在地
駒ヶ根市赤穂1362-4

辞退予告期間終了年月日
平成25年10月31日

健康長寿課

長野県告示第608号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成25年12月26日

長野県知事 阿部 守一

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ぶどう家	特定非営利活動法人ぶどう家	松本市寿中1丁目26番41号	平成25年11月30日
株式会社田中建設	ケアステーション美喜	千曲市稲荷山2253-6	平成25年11月30日

(2) 訪問入浴介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会	社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	下高井郡山ノ内町平穂3356-3	平成25年12月1日

(3) 訪問看護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人柳泉会	訪問看護ステーション泉	小諸市諸350番地	平成25年12月1日

(4) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人萱垣会	下條村デイサービスセンター	下伊那郡下條村睦沢7098番地8	平成25年12月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ぶどう家	介護支援居い寿楽	松本市寿中1丁目26番41号	平成25年11月30日
社会福祉法人小諸青葉福祉会	居宅介護支援センターやまびこ	小諸市柏木1326番地1	平成25年12月1日

3 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人ぶどう家	特定非営利活動法人ぶどう家	松本市寿中1丁目26番41号	平成25年11月30日

株式会社田中建設	ケアステーション美喜	千曲市稲荷山2253-6	平成25年11月30日
(2) 介護予防訪問看護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
医療法人柳泉会	訪問看護ステーション泉	小諸市諸350番地	平成25年12月1日
(3) 介護予防通所介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人萱垣会	下條村デイサービスセンター	下伊那郡下條村睦沢7098番地8	平成25年12月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第609号

次の区域を信州ものづくり産業投資応援条例（平成17年長野県条例第25号）第1条第2項第5号に規定する製造業等を営む法人等の投資を応援する必要があると認める区域とします。

平成25年12月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 安曇野市豊科高家1186番1、1186番7、1188番4、1189番6及び1189番7
- 2 安曇野市豊科高家1186番2、1188番2及び1189番1

産業政策課次世代産業集積室

長野県告示第610号

飯田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成25年12月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（1/10,000地形図）

- 2 作業期間
平成25年11月1日から平成26年3月15日まで
- 3 作業地域
飯田市

建設政策課

長野県告示第611号

林野庁中部森林管理局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成25年12月26日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成25年10月15日から平成25年11月29日まで
- 3 作業地域
上田市

建設政策課

長野県告示第612号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県木曾建設事務所及び上松町役場に備え置きます。

平成25年12月26日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
島 (追加)	右に掲げる地番の土地に存する標柱10号から19号までを順次結んだ線、標柱19号と昭和56年長野県告示第323号で指定した島急傾斜地崩壊危険区域の標柱9号を結んだ線、標柱9号と1号を結んだ線及び標柱1号と右に掲げる地番の土地に存する標柱10号を結んだ線に囲まれた区域。	木曾郡上松町	小川		2808番2	10号から14号まで
		〃	〃		3378番	15号
		〃	〃		3371番139	16号
		〃	〃		3371番157	17号
		〃	〃		3370番	18号
		〃	〃		3342番	19号

砂防課

長野県告示第613号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県長野建設事務所及び長野市役所に備え置きます。

平成25年12月26日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
西長野 (追加)	1 右に掲げる地番の土地に存する標柱8号と9号を結んだ線、標柱9号と昭和50年長野県告示第477号で指定した西長野急傾斜地崩壊危険区域の標柱3号を結んだ線及び標柱3号と右に掲げる地番の土地に存する標柱8号を結んだ線に囲まれた区域。	長野市 "	西長野 "	本郷東 "	455番 450番5	8号 9号
	2 右に掲げる地番の土地に存する標柱10号から12号までを順次結んだ線、標柱12号と昭和50年長野県告示第477号で指定した西長野急傾斜地崩壊危険区域の標柱1号を結んだ線、標柱1号と2号を結んだ線、標柱2号と昭和54年長野県告示第85号で指定した西長野(追加)急傾斜地崩壊危険区域の標柱7号を結んだ線及び標柱7号と右に掲げる地番の土地に存する標柱10号を結んだ線に囲まれた区域。	長野市 " "	西長野 " "	塚原 " 城田	1198番 1202番1 1218番2	10号 11号 12号

砂防課

長野県安曇野建設事務所告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成26年1月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年12月26日

長野県安曇野建設事務所長 油井 均

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 403号
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市明科東川手8156番の4地先から 安曇野市明科東川手7730番の1地先まで	旧	5.0~20.4 m	0.4214 km
同 上	新	6.4~28.3	0.4159

道路管理課

長野県安曇野建設事務所告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成26年1月9日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年12月26日

長野県安曇野建設事務所長 油井 均

- 路線名 403号
- 供用を開始する区間
安曇野市明科東川手8156番の4地先から
安曇野市明科東川手8224番の1地先まで
- 供用を開始する期日 平成25年12月26日

道路管理課